

スクエア free セミナー 第150回

新春エレベータ・ピッチ

2024年に施行される改正法

東京ブライト法律事務所

弁護士 伊藤 献

Ito-ken@tokyo-bright.biz



2024年に施行される改正法

- ・ 電子帳簿保存法

宥恕期間の終了 1月1日～

- ・ フリーランス保護法

下請法の対象を拡充する新法 11月までに

- ・ 不動産登記法

相続登記の義務化 4月1日～

- ・ 労働基準法施行規則

労働条件通知の明示項目追加 4月1日～

2024年に施行される改正法

- ・ 障害者差別解消法

合理的配慮提供義務 4月1日～

- ・ 不正競争防止法

デジタル空間内保護 4月1日～

- ・ 商標法

コンセント制度 4月1日～

- ・ 労働安全衛生法

化学物質管理責任者選任義務 4月1日～

電子帳簿保存法

- ・ 令和6年1月1日に宥恕期間終了

- 電子取引データの保存 の義務化

- ・ 紙の領収書のスキャナ保存は、希望者のみ
- ・ 電子帳簿も、希望者のみ

※ただし、「対応できない相当な理由」があれば、

- ・ 電子取引データの保存

真実性 と 検索性

- ・ 紙の書類のスキャナ保存

真実性 と 検索性

電子帳簿保存法

・ 真実性の確保（タイムスタンプは必要か？）

・ 電子取引データ

→ 「訂正削除をしない旨の事務処理規程」
を備えていれば、

※国税庁のサイトにサンプルの規定あり。

・ スキャナ保存

→ 「訂正削除履歴が残るシステム」
で保存すれば、

※スマホ撮影でクラウド保存（要確認）でOK。

電子帳簿保存法

- ・ 検索性の確保（ファイル名は？）
- ・ 電子取引データ
 - ① 売上高5000万円以下 または
 - ② プリントアウトした書面を整理された状態で提出できれば
電子取引データの検索要件不要。
- ・ スキャナ保存
 - ・ 取引年月日・取引相手・金額 で検索できること

ファイル名またはタグ付で「20240120_伊藤献_110000」

弁護士費用のめやす

顧問料（月額）

個人事業主 または 従業員数3名以下の会社	1万5000円（月額）
従業員数10名未満の会社	3万円（月額）
従業員数10名以上の会社	5万円（月額）

顧問サービスの内容

無料相談・メール相談・電話相談	時間制限なし
定期的なご訪問・ご連絡	1～2ヶ月に1度、ご訪問します
書面・契約書チェック	通数制限なし
一般的な契約書作成	毎月3通まで、無料
複雑な契約書	5～10万円
内容証明の送付・簡単な交渉	無料（ただし、実費のみご負担頂きます）
訴訟手続の割引き	事案によって、2～3割引き

一般事件の着手金の基準（いずれも税抜きの価格）

離婚事件	30万円	破産申立て	20万円
刑事事件	30万円	労働審判	30万円
内容証明送付・交渉	3～5万円	金銭請求 （代金回収、損害賠償等）	請求額の 8%

ご清聴
ありがとうございました。

弁護士 伊藤 献
東京ブライト法律事務所
03-5566-6371
lto-ken@tokyo-bright.biz

